

目次

- 第1章 総則
 - 第1条 規約の制定
 - 第2条 本規約の範囲
 - 第3条 本規約の変更
 - 第4条 本規約の公表
 - 第5条 定義
- 第2章 契約
 - 第6条 基本機能
 - 第7条 契約の単位
 - 第8条 S D N契約申込の方法
 - 第9条 S D N契約申込の承諾
 - 第10条 区別等の変更
 - 第11条 その他の契約内容の変更
 - 第12条 契約者の地位の承継
 - 第13条 S D Nサービスの提供を受ける権利の譲渡の禁止
 - 第14条 契約者の氏名等の変更の届出
 - 第15条 契約者が行うS D N契約の解除
 - 第16条 当社が行うS D N契約の解除
- 第3章 付加機能
 - 第17条 付加機能の提供
 - 第18条 付加機能の変更
 - 第19条 付加機能の廃止
- 第4章 利用中止等
 - 第20条 利用中止
 - 第21条 利用停止
- 第5章 通信
 - 第22条 利用の制限等
 - 第23条 C&Cサーバ等との通信の遮断等
- 第6章 料金等
 - 第24条 料金及び工事に関する費用
 - 第25条 利用料金の支払義務
 - 第26条 工事費の支払義務
 - 第27条 設備費の支払義務
 - 第28条 料金の計算方法等
 - 第29条 割増金
 - 第30条 延滞利息
- 第7章 保守
 - 第31条 契約者の維持責任
 - 第32条 契約者の切分責任
 - 第33条 修理又は復旧の順位
- 第8章 データの取扱い
 - 第34条 データに関する責任
 - 第35条 データの確認・複製
 - 第36条 データの削除
- 第9章 損害賠償
 - 第37条 責任の制限
 - 第38条 免責
- 第10章 雑則
 - 第39条 承諾の限界
 - 第40条 不可抗力
 - 第41条 S D Nサービスの廃止
 - 第42条 契約者の義務
 - 第43条 契約者に対する通知
 - 第44条 契約者からの通知
 - 第45条 当社の知的所有権
 - 第46条 個人情報の取扱い

- 第47条 管轄裁判所
- 第48条 準拠法
- 第48条の2 特約
- 第11章 附帯サービス
- 第49条 附帯サービス

別記

- 1 SDNサービスにおける禁止事項
- 2 自営端末設備の接続
- 3 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 4 自営電気通信設備の接続
- 5 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 6 SDN端末の提供等
- 7 SDN端末の販売等
- 8 トラフィックレポートの提供等
- 9 利用権に関する事項の証明
- 10 支払証明書の発行

料金表

通則

第1表 料金

第1類 利用料金

第2表 工事に関する費用

第1類 工事費

第2類 設備費

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 SDN端末に係る料金等

第2 利用権に関する事項の証明手数料

第3 支払証明書の発行手数料

第1章 総則

(規約の制定)

第1条 当社は、国際電気通信連合憲章（平成7年条約第2号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このSoftware-Defined Network Service利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりSoftware-Defined Network Service（以下「SDNサービス」といいます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、SDNサービスに附帯するサービス（当社が本規約によらない契約を締結し、それにより提供するものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの規約により提供します。

2 SDNサービスに係る契約者（以下「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、契約者と当社との間のSDNサービスに関する一切の關係に適用します。

2 当社がSDNサービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知するSDNサービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

(本規約の変更)

第3条 当社は本規約を変更することがあります。この場合、変更後の規約の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の規約の効力発生後、契約者が特段の申出なくSDNサービスを利用し、又はSDNサービスの料金を支払ったとき、その他契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、契約者がかかる変更同意したもののみとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(本規約の公表)

第4条 当社は、当社のWebサイト（<http://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）において、本規約を公表します。

(定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 アンダーレイサービス	当社のUniversal Oneサービス契約約款に定めるUniversal Oneサービス、Universal Oneサービスと相互に通信が可能な電気通信サービス又はインターネット接続サービス
4 Software-Defined Network Service (SDNサービス)	ソフトウェアによりネットワークの制御等を行うことができる電気通信サービス
5 SDN契約	当社からSDNサービスの提供を受けるための契約
6 契約識別番号	契約者を識別するための番号であって、SDN契約に基づいて当社が契約者に割り当てるもの
7 端末設備	アンダーレイサービスに接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
8 SDN端末	当社が本規約に基づき提供又は販売する端末設備であって、その端末にアンダーレイサービスに係る電気通信回線を収容し、クライアント機能を利用するもの
9 自営SDN端末	次に掲げる端末設備又はサービスであって、クライアント機能を利用するもの（クライアント機能の利用に適合するものとして当社が認めるものに限り。） (1) 契約者が設置する端末設備（SDN端末を除きます。）であって、その端末にアンダーレイサービスに係る電気通信回線を収容するもの (2) アンダーレイサービスを利用することができる仮想サーバ等のクラウドサービス
10 SDN端末等	SDN端末及び自営SDN端末
11 自営端末設備	契約者が設置する端末設備であって、自営SDN端末以外のもの
12 自営電気通信設備	アンダーレイサービスを提供する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

13 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
-----------	---

第2章 契約

（基本機能）

第6条 SDNサービスは、次の基本機能を提供します。

区 別	内 容
プラットフォーム機能	SDNサービスに係る設定等を行うことができる機能
ゲートウェイ機能	SDN端末等に係るアンダーレイサービスの相互間の通信の経路等を制御する機能であって、その通信を中継する機能を有するもの
テナント機能	SDN端末等に係るアンダーレイサービスの相互間の通信の経路等を制御する機能であって、その通信を中継する機能を有しないもの
クライアント機能	アンダーレイサービスを介して、他のSDN端末等と通信を行う機能

2 SDNサービスには、料金表通則に規定する区別、区分及び品目（以下「区別等」といいます。）があります。

（契約の単位）

第7条 当社は、1の契約識別番号ごとに1のSDN契約を締結します。この場合、契約者は、1のSDN契約につき1人とします。

（SDN契約申込の方法）

第8条 SDN契約の申込みをするときは、本規約に同意の上、次に掲げる事項について当社が指定する方法によりSDN契約の申込みを行っていただきます。

(1) クライアント機能を利用するSDN端末等の数

(2) アンダーレイサービスについて当社又は当社以外の電気通信事業者と締結している契約の内容等（当社が別に定めるものに限りします。）

(3) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

（注）本条第1項第2号に規定する当社が別に定める契約の内容等は、当社がSDNサービスを提供するために必要な事項とします。

（SDN契約申込の承諾）

第9条 当社は、SDN契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのSDN契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) SDNサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2) SDN契約の申込みをした者が、SDNサービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(3) SDN契約の申込みをした者が、第21条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、SDNサービスの利用を停止されている又はSDN契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) SDN契約の申込みをした者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。

(5) SDN契約の申込みをした者が、第42条（契約者の義務）の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。

(6) その他SDNサービスに係る当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

3 当社は契約成立後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第1項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

（区別等の変更）

第10条 契約者は、SDNサービスの区別等及びクライアント機能を利用するSDN端末等の数の変更の請求をすることができます。

ただし、料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

2 前項の請求があったときは、当社は、第9条（SDN契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（その他の契約内容の変更）

第11条 SDN契約者は、第8条（SDN契約申込の方法）第1項第3号に規定する契約内容の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第9条（SDN契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者の地位の承継)

第12条 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

- 2 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。
- 3 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(SDNサービスの提供を受ける権利の譲渡の禁止)

第13条 契約者がSDN契約に基づいてSDNサービスの提供を受ける権利は譲渡することができません。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第14条 契約者は、利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の名称若しくは住所等、契約者に関する事項に変更があったときは、変更内容を速やかに当社に届け出るものとします。

- 2 前項の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類又は当社の指定する資料を提示いただくことがあります。
- 3 契約者が第1項に定める変更の届出を怠り不利益を被ったとしても、当社は責任を負わないものとします。

(契約者が行うSDN契約の解除)

第15条 契約者はSDN契約を解除しようとするときは、その旨をあらかじめ当社が指定する方法により当社に通知していただきます。

(当社が行うSDN契約の解除)

第16条 当社は、第21条(利用停止)の規定によりSDNサービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのSDN契約を解除することがあります。

- 2 当社は、契約者が第21条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のSDNサービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、SDNサービスの利用停止をしないでそのSDN契約を解除することがあります。
- 3 当社は前2項の規定によりSDN契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第3章 付加機能

(付加機能の提供)

第17条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その請求を承諾しないことがあります。
 - (1) 付加機能を提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 付加機能の提供を請求した契約者が、第21条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、SDNサービスの利用を停止されている、又はSDN契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) 付加機能の提供を請求した契約者が、第42条(契約者の義務)の規定に違反するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (5) 付加機能の提供を請求した契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
 - (6) その他当社のSDNサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(付加機能の変更)

第18条 契約者は、付加機能の利用内容の変更の請求をすることができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、前条第2項の規定に準じて取り扱います。

(付加機能の廃止)

第19条 当社は、次の場合には付加サービスを廃止します。

- (1) 契約者からその付加機能の廃止の申出があったとき。
- (2) その付加機能の提供を受けているSDN契約の解除があったとき。
- 2 前項に規定するほか、当社は、その付加機能の提供を継続するにあたり、料金表第1表(料金)に規定する提供条件を満たさなくなったときは、その付加機能を廃止することがあります。

第4章 利用中止等

(利用中止)

第20条 当社は次の場合にはSDNサービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の設備の保守上、工事に又はサービス提供上やむを得ないとき。
 - (2) 当社が計画工事を行うとき。
 - (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - (4) SDNサービスが正常に動作せず、SDNサービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。
 - (5) 第22条(利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。
 - (6) 法令等に基づく強制的な処分によりSDNサービスを提供することが著しく困難となったとき。
 - (7) 当社の設備等を不正アクセス行為から防御するため必要なとき。
- 2 当社は前項の規定によりSDNサービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第21条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間(そのSDNサービスの料金その他の債務(本規約の規定により、支払いを要することとなったSDNサービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間とします。)、そのSDNサービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 当社に届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
 - (3) 第42条(契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - (4) SDN端末に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備をSDN端末から取りはずさなかったとき。
 - (5) 前4号のほか、本規約に反する行為であって、SDNサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりSDNサービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5章 通信

(利用の制限等)

第22条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信及びその他当社が必要と判断する通信を優先的に取り扱うため、それ以外のSDNサービスに係る通信の利用を中止する措置をとることがあります。

- 2 当社は、アンダーレイサービスに異常があり、SDNサービスを継続して提供することについて当社の業務の遂行に重大な支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が認めるときは、その通信の一部の利用を中止することがあります。
- 3 契約者が行う通信は、通信が著しくふくそうしたときには、相手先に着信しないことがあります。
- 4 当社は、契約者が行う通信のトラフィック量が当社所定の基準を超過する場合であって、当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、SDNサービスの利用を制限することがあります。
- 5 当社は、契約者が行う通信(インターネットに係る通信に限ります。)によりふくそうが発生し、SDNサービスを利用する者の当該利用に対し、重大な支障を与える、又は与えるおそれがあるときは、利用の公平性を確保するため、その通信を行うSDN端末等を検知し、そのSDN端末等に係る通信速度を制限します。
- 6 当社は、日本国内で遵守すべき条約、法令等により禁止又は処罰の対象となりうるコンテンツ等に関して、当社が指定する児童ポルノアドレスリスト作成管理団体から提供されるアドレスリストに基づき、契約者からのインターネット通信に係る閲覧要求に対して当該閲覧を制限することがあります。
- 7 前項に規定する閲覧の制限により、契約者のインターネット通信の利用に何らかの不利益が生ずる場合があることについて、契約者はあらかじめ同意するものとします。

(C&Cサーバ等との通信の遮断等)

第23条 当社は、契約者が当社に対してインターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際、マルウェア(コンピュータウイルス、ワーム又はスパイウェア等の「悪意のあるソフトウェア」の総称をいいます。)に感染すること等により、当該契約者がC&Cサーバ(外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃において、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータのことをいいます。)等とアクセスしようとする場合であって、そのアクセスを遮断するため、当該契約者のアクセス要求に係る名前解決要求に係るドメイン情報等について、機械的・自動的に検知し、当社が指定するアドレスリストとの間の照会を行い、当該リストにあるドメイン情報等と一致するときは、当該名前解決要求に係る通信を遮断するものとします。この場合において、当社は、当該通信の遮断につき、注意喚起を行うことなく直ちに実施するものとします。

- 2 SDN契約の申込みをする者及び契約者は、前項の当社が行う検知及び通信の遮断に係る内容及び目的等につき、あらかじめ包括的に同意していただきます。
- 3 契約者は、随時、本条に規定する当社が行う検知及び通信の遮断等につき、他の条件を同一としたまま当該検知及び通信の遮断等を行わないよう設定変更できるものとし、当社は、当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/business/services/security/security-measures/malware>) において、その設定変更の方法を公表します。
- 4 当社は、本条に規定する当社が行う検知及び通信の遮断等により、契約者のインターネット通信の利用に何らかの不利益が生ずる場合があることについて、契約者はあらかじめ同意するものとし、
- 5 当社は、本条に規定する当社が行う検知及び通信の遮断の完全性を保証するものではなく、この検知及び通信の遮断に伴い発生する損害については、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

第6章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

第24条 当社が提供するSDNサービスの料金は、利用料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

- 2 当社が提供するSDNサービスの工事に関する費用は、工事費及び設備費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供するSDNサービスの態様に応じて、基本機能に係る料金及び付加機能に係る料金を合算したものとします。

(利用料金の支払義務)

第25条 契約者は、次の期間について、利用料金の支払を要します。

- (1) 基本機能(ゲートウェイ機能及びテナント機能を除きます。)及び付加機能に係る利用料金

そのSDN契約に基づいて当社がSDNサービス又は付加機能の提供を開始した日を含む料金月(1の暦月の起算日(当社が契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の翌料金月から起算して、契約の解除があった日又は付加機能の廃止があった日を含む料金月までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の料金月である場合は、1ヶ月間とします。)

- (2) 基本機能(ゲートウェイ機能及びテナント機能に限ります。)に係る利用料金

そのSDN契約に基づいて当社がSDNサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌々料金月から起算して、契約の解除があった日を含む料金月までの期間(解除又は廃止のあった日の料金月が、提供を開始した日の料金月又はその翌料金月と同一である場合は、廃止のあった料金月の1ヶ月間とします。)

ただし、料金表第1表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

- 2 前項の期間において、SDNサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

- (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金の支払を要します。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、SDNサービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払を要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのSDNサービスを全く利用できない状態(そのSDN契約に係る設備に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。)が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのSDNサービスについての料金(基本機能に係る料金に限ります。以下2欄まで同じとします。)
2 当社の故意又は重大な過失によりそのSDNサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのSDNサービスについての料金

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(工事費の支払義務)

第26条 契約者は、SDN契約の申込み若しくは工事(その工事を実施するにあたって必要な準備等を含みます。以下同じとします。)を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費の支払を要します。

ただし、工事の着手前にそのSDN契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第27条 契約者は、SDN契約の申込み若しくは工事を要する請求をし、その承諾を受けた場合であって、その申込み若しくは請求が特別な電気通信設備の新設、増設、改造又は撤去の工事を要するものであるときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する設備費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の計算方法等)

第28条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第29条 契約者は、利用料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第30条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第7章 保守

(契約者の維持責任)

第31条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第32条 契約者は、SDNサービスを利用することができなくなったときは、自営SDN端末、自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 契約者は、前項の試験により当社が設置した設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営SDN端末、自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、その派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営SDN端末、自営端末設備又は自営電気通信設備について当社と保守契約を締結している契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第33条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第22条(利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、その通信に係る電気通信設備を優先的に修理し、又は復旧します。

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にそのSDNサービスに係る電気通信設備を変更することがあります。

第8章 データの取扱い

(データに関する責任)

第34条 当社は、当社の設備に保存されたデータが滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

2 前項の規定は、当社の故意又は重過失によるものである場合は適用しないものとします。

(データの確認・複製)

第35条 当社は、当社の設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又はSDNサービスの維持運営のため、当社の設備に保存されたデータを確認、複写又は複製することがあります。

(データの削除)

第36条 当社は契約の解除があったときは、当社の設備に保存されているデータを削除します。この場合において、当社は、当社の設備に保存されているデータの削除に起因する契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

第9章 損害賠償

(責任の制限)

第37条 当社は、SDNサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により契約者がSDNサービスを全く利用できない状態が発生したときに限り、利用料金(基本機能に係るものに限り、)の1ヶ月分を限度として、当該利用不能状態によって生じた契約者の逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に対して責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、SDNサービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失により契約者がSDNサービスを全く利用できない状態が発生したときは、当該利用不能状態によって生じた契約者の逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に対して責任を負うものとします。

(免責)

第38条 当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害の賠償をしないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者はSDNサービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

2 当社は、SDNサービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、SDNサービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分、その他の原因を問わず責任を負担しないものとします。

3 当社は、本規約の変更等により自営SDN端末、自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要する場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 当社は、SDNサービスの利用による通信の品質等を保証するものではなく、SDNサービスの利用に伴いアンダーレイサービスの機能の制限、トラフィック量の増加、通信速度の低下、通信の切断又はパケットの損失等が発生した場合であっても、当該事象により生じた費用については負担しません。

5 契約者は、SDNサービスの利用によりアンダーレイサービスに不具合又は損害を発生させた場合、アンダーレイサービスを提供する電気通信事業者との対応等、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

6 契約者は、アンダーレイサービスの停止又は技術的な条件の変更等、当社のSDNサービス以外を起因とした理由によりSDNサービスが正常に利用できない場合があることについて、あらかじめ同意していただきます。この場合において、当社は、SDNサービスが正常に利用できないことによる利用料金の返還及び契約者に係る損害の賠償をしないものとします。

7 当社は、プラットフォーム機能の利用に起因する契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

8 当社は、クライアント機能に係るソフトウェアの動作等の完全性を保証するものではなく、その利用によって、契約者又は第三者に発生した損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

9 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第10章 雑則

(承諾の限界)

第39条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社のSDNサービスに係る業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(不可抗力)

第40条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置により契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

(SDNサービスの廃止)

第41条 当社は、SDNサービスの一部又は全部を廃止することがあります。

- 2 前項の規定によるSDNサービスの一部又は全部の廃止があったときは、SDNサービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
- 3 当社は、SDNサービスの一部又は全部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
- 4 当社は、第1項の規定によりSDNサービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間を置いて、あらかじめ契約者に通知します。

(契約者の義務)

第42条 契約者は次のことを守っていただきます。

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (2) SDNサービスを利用して、映像配信又はファイル配信に代表される、定常的に高いトラフィックを発生させるマルチキャスト通信を行わないこと。
- (3) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと。
- (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、サービスの運営を妨害する、又は他人の利益を害する態様でSDNサービスを利用しないこと。
また、別記1（SDNサービスにおける禁止事項）に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。
- 2 契約者は前項の規定に違反してSDNサービスに係る当社の設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。
- 4 契約者は、SDNサービスに係るID及びパスワード（以下「ID等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。
- 5 契約者が前項の規定に違反してSDNサービスに係る当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社は、事前（緊急やむを得ない場合は事後とします。）に契約者に通知の上、ID等の変更その他必要な措置をとる場合があります。
この場合において、当該措置により契約者に発生する損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は責任を負わないものとします。
- 6 契約者は、SDNサービスを契約者以外の第三者に使用させる場合は、前5項のほか次のことを守っていただきます。
 - (1) 契約者は、前5項の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、SDNサービスを使用する第三者の行為についても、当社に対し責任を負うこと。
 - (2) 契約者は、SDNサービスに関する料金又は工事に関する費用のうち、SDNサービスを使用する第三者の使用によるものについても、当社に対して支払の責任を負うこと。
 - (3) 契約者は、当社が別に定める適用について、そのSDN端末に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、そのSDN端末を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。
 - (4) 契約者は、第32条（契約者の切分責任）について、自営SDN端末のうち、SDNサービスを使用する第三者の自営SDN端末についても、当社に対して責任を負うこと。
- 7 当社は、契約者が本条の規定に反する行為を行ったと判断した場合は、契約者に対し、当該行為を中止していただくよう通知することがあります。
(注) 本条第6項第3号に規定する当社が別に定める適用については、次に掲げる規定の適用とします。
 - ア 第31条（契約者の維持責任）
 - イ 第32条（契約者の切分責任）
 - ウ 別記2（自営端末設備の接続）
 - エ 別記3（自営端末設備に異常がある場合等の検査）
 - オ 別記4（自営電気通信設備の接続）
 - カ 別記5（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

(契約者に対する通知)

第43条 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社のホームページ上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (2) 契約者がSDNサービスの利用の申込みにあたり、又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、若しくはFAX番号宛にFAXを送信して行います。
この場合は、当社が送信した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。
 - (3) 契約者がSDNサービスの利用の申込みにあたり、又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- 2 本規約又は関連法令において書面による通知手続が求められている場合、前項各号の手続により書面に代えることができるものとします。

(契約者からの通知)

第44条 契約者は、アンダーレイサービスについて、第8条（SDN契約申込の方法）に規定する事項に変更があったときは、その内容について速やかに当社に通知していただきます。

2 契約者は、SDN端末（当社が販売するものを除きます。）について、その設置場所の変更があったときは、変更後の設置場所について速やかに当社に通知して頂きます。

3 契約者は、前2項に規定する通知を行わなかった場合は、SDNサービスの一部又は全部を利用できないことがあります。

（当社の知的所有権）

第45条 SDNサービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品（本規約、サービス仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定するものに帰属するものとします。

2 契約者は、プログラム等を次のとおり取り扱うものとします。

(1) SDNサービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。

(3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

(4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。

3 本条の規定は、SDN契約の終了後も効力を有するものとします。

（個人情報の取扱い）

第46条 当社はSDNサービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社のプライバシーポリシー（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）及びPrivacy Policy（<https://www.ntt.com/en/about-us/hp/privacy.html>）に定めるところによります。

2 当社は、当社が保有している個人情報について契約者から開示の請求があったときは、原則として開示をします。

3 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/kaijiseikyuu.html>）に定める手数料の支払いを要します。

（管轄裁判所）

第47条 契約者と当社との間でSDNサービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（準拠法）

第48条 本規約に関する準拠法は日本法とします。

（特約）

第48条の2 本規約の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

第11章 附帯サービス

（附帯サービス）

第49条 SDNサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記に定めるところによります。

別記

1 SDNサービスにおける禁止事項

契約者は、SDNサービスの利用にあたり、次の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (3) 詐欺又は業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
- (4) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
- (5) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく若しくは結びつくおそれの高い行為又は未承認医薬品等の広告を行う行為
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) SDNサービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
- (8) 他人になりすましてSDNサービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- (9) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (10) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為
- (11) 他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (12) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (13) 第45条（知的所有権）の規定に反する行為
- (14) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
- (15) ID、パスワード、その他個人若しくは法人に属する情報をWebサイト若しくは電子メール等を利用する方法により、その情報が属する個人若しくは法人の錯誤等により意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
- (16) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断する行為
- (17) 前各号に明示されたもののほか、法令（主務官庁の諮問等に基づき取りまとめられたガイドラインを含みます。）に反する行為又は前各号に類する行為

2 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、そのSDN端末に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。）様式第7号の表示が付されている端末機器（技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末機器をいいます。）、技術基準等に適合することについて事業法第86条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第104条第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器、又は技術基準適合認定規則様式第14号に規定する表示を付された特定端末機器（技術基準適合認定規則第3条第2項で定める端末設備の機器をいいます。）以外の自営端末設備を接続するときは、当社が指定する方法によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
 - ウ 接続しようとする自営端末設備が、自動的に探知した位置情報を自動的に送出する機能を有する自営端末設備（位置情報を自動的に送出する機能を有していても、盗難又は紛失時の位置検索に使用され、位置情報の送出の可否を任意に設定する必要が無いものを除きます。）であって、位置情報の送出の可否を任意に設定することができないものであるとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。ただし、同規則第3条で定める場合は、その限りではありません。
- (6) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、そのSDN端末に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

3 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、SDN端末に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、その検査を受けることを同意していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備をSDN端末から取りはずしていただきます。

4 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、そのSDN端末に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について当社が指定する方法により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときは除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)までの規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、そのSDN端末に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、当社に通知していただきます。

5 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

SDN端末に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記3の規定に準じて取り扱います。

6 SDN端末の提供等

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、SDN端末を提供します。この場合、契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 当社は、契約者から請求があったときは、SDN端末の設置等のSDN端末に係る工事を行います。この場合、契約者は料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。
- (3) SDN端末（料金表第3表に規定する2型Lに限ります。）の提供の請求をした者は、その請求を行った日の翌営業日から起算して6営業日後の日以後は、その請求を取り消し、又はその提供等の契約を解除することができません。ただし、当社がそのSDN端末を提供した日以後はその限りではありません。
- (4) SDN端末を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。
- (5) SDN端末に必要な電気は、契約者から提供していただきます。
- (6) 契約者は、SDN端末を使用することができなくなったときは、当社に修理の請求をしていただきます。
- (7) 契約者は、当社が設置したSDN端末を善良な管理者の注意をもって保管していただきます。
- (8) 契約者は、(7)の規定に違反してSDN端末を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補修、修繕その他の工事等に必要の費用を支払っていただきます。
- (9) 契約者は、当社が提供するSDN端末を海外に輸出し、持ち出し又は日本国内において非居住者に提供しないものとします。
- (10) 契約者は、SDNサービスを全く利用できない状態が生じた場合であっても、SDN端末に係る料金の支払いを要します。
- (11) 当社は、本規約で特に定める場合を除き、SDN端末を起因とした損害の賠償をしないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者はSDN端末の利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。
- (12) 契約者は、当社が設置したSDN端末について、SDN端末の廃止、SDN契約の解除、SDNサービスの一部若しくは全部の廃止又はその他の事由により、そのSDN端末を使用する権利を失ったときは、そのSDN端末を契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法によりそのSDN端末を当社に速やかに返還していただきます。
- (13) 契約者は、(12)の規定によるSDN端末の返還が遅延したとき（当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。）は、当社が別に算定する金額を支払っていただきます。
- (14) 契約者は、(12)の規定によるSDN端末の返還に関し、当社がそのSDN端末をその所在場所から撤去又は回収するときは、その撤去又は回収に協力するものとし、これを妨害し、又は拒んだりしないものとします。
- (15) (1)から(14)までに規定するほか、SDN端末に係るその他の提供条件については、SDNサービスに準ずるものとします。

7 SDN端末の販売等

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、SDN端末（備品等を含みます。）を販売します。この場合、契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する料金の支払いを要します。
- (2) 当社は、契約者から請求があったときは、SDN端末の設置等のSDN端末に係る工事を行います。この場合、契約者は料金表第3表に規定する工事費の支払いを要します。
- (3) SDN端末（料金表第3表に規定する2型Lに限ります。）の購入申込みをした者は、その購入申込日の翌営業日から起算して6営業日後の日以後は、そのSDN端末の購入申込みを取り消し、又はそのSDN端末の売買契約を解除することができません。
- (4) 削除

- (5) 当社は、SDN端末をコールドスタンバイ機（通常使用するSDN端末が使用できない状態となった場合の予備機として、通常は使用されないことを前提に電源を切った状態で設置されるもの）と合わせて販売します。
 - (6) 契約者は、SDN端末の設置場所を変更することはできません。
 - (7) 契約者が(6)の規定に反し、SDN端末の設置場所の変更を行った場合は、SDNサービスの一部又は全部を利用できないことがあります。
 - (8) 契約者は、次に掲げる事項について保証するものとします。
 - ア 契約者が、関連法規によりSDN端末に係る技術の提供を禁止されている者又は経済産業省の定める外国ユーザーリストに掲載されている者ではないこと
 - イ SDN端末を核兵器を含む大量破壊兵器若しくは通常兵器等の開発、製造又は使用に供しないこと
 - ウ SDN端末をアに規定する者に輸出し又は提供しないこと
- (1) から (8) までに規定するほか、SDN端末の販売等に係る代金の支払方法及び消費税相当額の加算については料金表通則の規定に、延滞利息については第30条（延滞利息）の規定にそれぞれ準じて取り扱います。

8 トラフィックレポートの提供等

- (1) 当社は、契約者にトラフィックレポート（契約者のSDNサービスに係る通信利用状況等の情報を提供するサービスをいいます。以下同じとします。）を提供します。
- (2) トラフィックレポートを提供するにあたり、SDNサービスに係る契約者の通信ログ等のデータを当社が取得することについて、契約者はあらかじめ包括的に承諾するものとします。
- (3) 当社は、当社が計画工事を行うとき及び当社の設備の保守上又は工事上等やむを得ないときは、トラフィックレポートの提供を中止することがあります。この場合において、当社は、当社が指定する方法によりあらかじめ契約者にその旨を通知します。

ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。
- (4) 当社は、SDNサービスが全く利用できない状態が連続した時間の算出は、トラフィックレポートの表示値にかかわらず、第25条（利用料金の支払義務）、第37条（責任の制限）及び料金表通則の規定に基づき行います。
- (5) 当社は、トラフィックレポートの内容について一切の保証をしないものとし、トラフィックレポートの利用に起因する契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- (6) (1) から (5) までに規定するほか、トラフィックレポートに係るその他の提供条件については、SDNサービスに準ずるものとします。

9 利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、契約者がSDN契約に基づいてSDNサービスの提供を受ける権利に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調製したものを含みます。）に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

 - ア SDN契約の申込みの承諾年月日
 - イ 契約者の住所又は居所及び氏名
 - ウ そのSDNサービスの区別等
 - エ 契約者がSDN契約に基づいてSDNサービスの提供を受ける権利の移転があったときは、その効力が発生した年月日
 - オ 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号
- (2) 利害関係人が前項の規定による請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、当社に提出していただきます。この場合、利害関係人は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

10 支払証明書の発行

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、そのSDNサービス及び附帯サービスの料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) 契約者は、(1)の規定による請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がそのSDN契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。
 - (1) 第25条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。
 - (2) 通則2の規定による起算日の変更があったとき。
- 4 通則3の規定による月額料金の日割は料金月の日数により行います。この場合、第25条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 5 当社は、協定世界時を基準として、利用料金を計算します。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 8 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
(料金等の一括後払い)

- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則7及び8の規定にかかわらず、契約者の同意を得て、複数の料金月分の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払金の相殺)

- 10 当社は、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

(消費税相当額の加算)

- 11 第25条（利用料金の支払義務）から第27条（設備費の支払義務）の規定その他本規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。））に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。

(注1) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かつこ内の料金額は、税込価格を表示します。

(注2) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

- 12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、その旨を周知します。

(SDNサービスの区別等)

- 13 当社は、この料金表を適用するにあたって、次のとおりSDNサービスの区別等を定めます。
 - (1) SDNサービスには、次のタイプがあります。

	内 容
タイプB	料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する2型端末を使用することができるもの

(2) ゲートウェイ機能には、次の接続ポートの区別があります。

接続ポートの区別	内 容
VPNポート	Universal Oneサービスの通信を收容するもの
インターネットポート	インターネット接続サービスの通信を收容するもの
備考 当社は、1のゲートウェイ機能に、1のVPNポート及び1のインターネットポートを提供します。	

(3) 接続ポートには、次の通信の区分があります。

通信の区分	内 容
ベストエフォート	品目に係る符号伝送速度による通信を確保しないもの

(4) 接続ポート（VPNポートに限ります。）には、次の品目があります。

品 目	内 容
100Mb/s	最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1 Gb/s	最大1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの
備考 契約者は、品目の変更を請求することはできません。	

(5) クライアント機能には、次のとおりライセンスの区別があります。

ア ライセンスの区別には、利用機能による区別と利用帯域による区別があります。

イ 当社は、ライセンスの区別を当社のビジネスポータル (<https://b-portal.ntt.com>) において公表します。

ウ 当社は、ライセンスの区別の変更があったときは、その変更のあった日の属する料金月は変更前の区別に係るクライアント機能料を適用し、その変更のあった日の属する料金月の翌料金月から変更後の区別に係るクライアント機能料を適用します。

エ 利用帯域による区別は、通信速度の上限を設定するものではありません。

オ 当社は、そのクライアント機能に係る測定通信速度（1の料金月において、受信に係る通信速度を一定時間ごとに測定し、その総測定値から上位5%の測定値を除外した残りの測定値の最大値をいいます。以下同じとします。）が利用帯域を超えたときは、その測定通信速度を超える利用帯域の区別の中で最小のものを、その超えた料金月の翌料金月から適用することがあります。

第1表 料金
 第1類 利用料金
 1 適用

区 分	内 容
(1) 利用料金の適用	ア 当社は、基本機能について2-1に規定する基本機能に係る料金を適用します。 イ 当社は、付加機能について2-2に規定する付加機能に係る料金を適用します。

2 料金額
 2-1 基本機能に係る料金
 (1) プラットフォーム機能利用料

月額

	単 位	料 金 額
プラットフォーム機能利用料	1のSDN契約ごとに	20,000円 (22,000円)

(2) ゲートウェイ機能利用料

月額

区 分	単 位	料 金 額
基本額	1のゲートウェイ機能ごとに	50,000円 (55,000円)
加算額		
VPNポート加算額		
ベストエフォートのもの	100Mb/sのもの	1のVPNポートごとに
	1Gb/sのもの	1のVPNポートごとに
		110,000円 (121,000円)
インターネットポート加算額		
ベストエフォートのもの	1のインターネットポートごとに	—

(3) テナント機能利用料

月額

	単 位	料 金 額
テナント機能利用料	1のテナント機能ごとに	別に算定する金額

(4) クライアント機能利用料
 ア 削除
 イ タイプBに係るもの
 当社が別に算定する金額

2-2 付加機能に係る料金

- (1) 削除
 (2) 削除
 (3) マネージド機能
 ア 設計代行サービス

区 分	単 位	料 金 額
SDNサービスに係るネットワーク等の設計を当社が代行して行うもの	1の申込みごとに	別に算定する金額

イ デリバリー管理サービス

区 分	単 位	料 金 額

SDNサービスに係る工程管理及び報告を当社が行うもの	1の申込みごとに	別に算定する金額
----------------------------	----------	----------

ウ 設定変更作業代行サービス

区 分	単 位	料 金 額
SDNサービスの変更に係る設定を当社が代行して行うもの	1の申込みごとに	別に算定する金額

エ オンサイト故障交換サービス

月額

区 分	単 位	料 金 額
SDN端末が故障したときに、契約者からの請求により当社が代替品の設置等を行うもの	そのSDN端末が2型Sのもの	1のSDN端末ごとに 別に算定する金額
	そのSDN端末が2型Mのもの	1のSDN端末ごとに 別に算定する金額
	そのSDN端末が2型Lのもの	1のSDN端末ごとに 別に算定する金額
備考 契約者は、そのSDN端末が料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する冗長構成のものである場合は、その冗長構成に係るすべてのSDN端末について、本サービスの申込みを行っていただきます。		

オ 運用管理サービス

月額

区 分	単 位	料 金 額
当社がSDNサービスの運用管理を行うもの	—	別に算定する金額

カ リアクションプラン対応サービス

月額

区 分	単 位	料 金 額
SDNサービスの故障を当社が知った場合、当社及び契約者が別途定める仕様書に従い、当社が対応を行うもの	—	別に算定する金額

第2表 工事に関する費用

第1類 工事費

1 適用

区 分	内 容										
(1) 工事費の算定	工事費については、2（工事費の額）に規定する工事費を合計して算定します。										
(2) 基本機能に係る工事費の適用	基本機能に係る工事費は次の場合に適用します。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア プラットフォーム工事費</td> <td>プラットフォーム機能に関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ ゲートウェイ工事費</td> <td>ゲートウェイ機能に関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ テナント工事費</td> <td>テナント機能に関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>エ クライアント工事費</td> <td>クライアント機能に関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	ア プラットフォーム工事費	プラットフォーム機能に関する工事を要する場合に適用します。	イ ゲートウェイ工事費	ゲートウェイ機能に関する工事を要する場合に適用します。	ウ テナント工事費	テナント機能に関する工事を要する場合に適用します。	エ クライアント工事費	クライアント機能に関する工事を要する場合に適用します。
区 分	内 容										
ア プラットフォーム工事費	プラットフォーム機能に関する工事を要する場合に適用します。										
イ ゲートウェイ工事費	ゲートウェイ機能に関する工事を要する場合に適用します。										
ウ テナント工事費	テナント機能に関する工事を要する場合に適用します。										
エ クライアント工事費	クライアント機能に関する工事を要する場合に適用します。										
(3) 付加機能工事費の適用	付加機能工事費は、付加機能に関する工事を要する場合に適用します。										
(4) 工事費の増額又は減額適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を増額又は減額して適用することがあります。										

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額	
(1) プラットフォーム工事費	1の工事ごとに	20,000円 (22,000円)	
(2) ゲートウェイ工事費	1の工事ごとに	20,000円 (22,000円)	
(3) テナント工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費	
(4) クライアント工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費	
(5) 付加機能工事費	運用管理サービスに係る工事	1の工事ごとに	別に算定する実費
	リアクションプラン対応サービスに係る工事	1の工事ごとに	別に算定する実費

第2類 設備費

1 適用

区 分	内 容
設備費の適用	設備費は、SDNサービスに係る特別な電気通信設備の部分について適用します。

2 設備費の額

区 分	設備費の額
設備費	別に算定する実費

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 SDN端末に係る料金等

1 適用

区 分	内 容								
SDN 端末に係る 料金等の適用	<p>ア 当社は、SDN 端末に係る料金等を料金表通則の規定に準じて取り扱います。</p> <p>イ 当社は、SDN 端末に係る料金等を適用するにあたって、次表のとおり構成の区別を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>構成の区別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シングル構成</td> <td>下記以外のもの</td> </tr> <tr> <td>冗長構成 (Act-Act)</td> <td>2 台の SDN 端末を合わせて使用するものであって、2 台ともに現用機として設置するもの</td> </tr> <tr> <td>冗長構成 (Act-Sby)</td> <td>2 台の SDN 端末を合わせて使用するものであって、1 台を現用機として、他方の 1 台をホットスタンバイ (現用機の SDN 端末が使用できない状態となった場合の予備機として、電源を入れた状態で設置されるもの) として設置するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 契約者は、構成の区別の変更を請求することができません。 2 削除</p>	構成の区別	内 容	シングル構成	下記以外のもの	冗長構成 (Act-Act)	2 台の SDN 端末を合わせて使用するものであって、2 台ともに現用機として設置するもの	冗長構成 (Act-Sby)	2 台の SDN 端末を合わせて使用するものであって、1 台を現用機として、他方の 1 台をホットスタンバイ (現用機の SDN 端末が使用できない状態となった場合の予備機として、電源を入れた状態で設置されるもの) として設置するもの
構成の区別	内 容								
シングル構成	下記以外のもの								
冗長構成 (Act-Act)	2 台の SDN 端末を合わせて使用するものであって、2 台ともに現用機として設置するもの								
冗長構成 (Act-Sby)	2 台の SDN 端末を合わせて使用するものであって、1 台を現用機として、他方の 1 台をホットスタンバイ (現用機の SDN 端末が使用できない状態となった場合の予備機として、電源を入れた状態で設置されるもの) として設置するもの								

2 SDN 端末使用料

区 分	単 位	料 金 額
2 型 S	1 台ごとに月額	別に算定する金額
2 型 M	1 台ごとに月額	別に算定する金額
2 型 L	1 台ごとに月額	別に算定する金額

3 SDN 端末工事費

区 分	単 位	工事費の額
2 型であって、 シングル構成の もの	下記以外の場合	1 の SDN 端末ごとに 別に算定する実費
	工事を施工する時間帯が、その工事を施工する国又は地域の標準時で午後 5 時から午前 0 時まで及び午前 0 時から午前 9 時までとなる場合	1 の SDN 端末ごとに 別に算定する実費
2 型であって、 冗長構成のもの	下記以外の場合	1 の SDN 端末ごとに 別に算定する実費
	工事を施工する時間帯が、その工事を施工する国又は地域の標準時で午後 5 時から午前 0 時まで及び午前 0 時から午前 9 時までとなる場合	1 の SDN 端末ごとに 別に算定する実費

4 SDN 端末の販売価格

区 分	単 位	料 金 額
2 型 S	SDN 端末 1 台ごとに	別に算定する金額
2 型 M	SDN 端末 1 台ごとに	別に算定する金額

2型L	SDN端末1台ごとに	別に算定する金額
-----	------------	----------

第2 利用権に関する事項の証明手数料
1の契約ごとに 300円 (330円)

第3 支払証明書の発行手数料

支払証明書1枚ごとに 400円 (440円)

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代 (消費税相当額を含みます。) 及び郵送料 (実費) が必要な場合があります。

附 則（平成29年3月28日 NSク第00171241号）
本規約は、平成29年3月30日から実施します。

附 則（平成29年8月1日 NSク第00222969号）
この改正規定は、平成29年8月3日から実施します。

附 則（平成29年10月11日 NSク第00250559号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成29年10月13日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供しているSDN端末又は販売したSDN端末は、この改正規定実施の日において、SDN端末の1型Mとみなして取り扱います。

附 則（平成30年4月20日 NSク第00336778号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成30年4月24日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次に掲げる表の左欄の付加機能は、この改正規定の実施の日において、同表の右欄の付加機能とみなして取り扱います。

Universal Oneサービス相互接続機能	Universal Oneサービス相互接続機能 ベストエフォートのもの 最大100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
-------------------------	--

附 則（平成30年7月26日 NSク第00372809号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成30年7月27日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により提供している次に掲げる表の左欄のSDNサービス又は附帯サービスは、この改正規定の実施の日において、同表の右欄のSDNサービス又は附帯サービスとみなして取り扱います。

SDNサービス	SDNサービス タイプAに係るもの
SDN端末 1型 冗長構成のもの	SDN端末 1型 冗長構成（Act-Act）のもの

附 則（平成30年9月26日 NSク第00395102号）
この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。

附 則（平成30年10月25日 NSク第00407537号）
この改正規定は、平成30年10月26日から実施します。

附 則（令和元年6月13日 NSク第00507506号）
この改正規定は、令和元年6月17日から実施します。

附 則（令和元年8月23日 NSク第00534568号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。

（経過措置）

2 令和元年10月1日を跨る料金月の料金について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第五条第二項及び第十六条第一項に定める経過措置が適用される場合があります。経過措置が適用された場合には、消費税相当額は改正前の消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づく6.3%に地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づく63分の17を乗じて得た率を加算して適用します。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

附 則（令和2年3月25日 NSク第00625664号）
この改正規定は、令和2年3月31日から実施します。

附 則（令和2年11月6日 DPSサ第00709155号）
この改正規定は、令和2年11月16日から実施します。

附 則（令和3年1月29日 DPSサ第00738626号）
この改正規定は、令和3年2月4日から実施します。

附 則（令和5年5月9日 CNS1サ第000400000385-01号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年5月19日から実施します。

（経過措置）

2 削除

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和5年10月12日 CNS1サ第0004000003264-01号）
（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年11月20日から実施します。

（経過措置）

2 CNS1サ第000400000385-01号（令和5年5月9日）の附則の2の規定をこの改正規定実施の日をもって削除します。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。